掛川市条例第33号

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月6日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例(平成17年掛川市条例第144号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては 「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に 改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前

改正後

(入居者の資格)

## 第6条 (略)

- 2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれ かに該当する者とする。ただし、身体上又は精 神上著しい障害があるために常時の介護を必要 とし、かつ、居宅においてこれを受けることが できず、又は受けることが困難であると認めら れる者を除く。
  - (1)~(4) (略)
  - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

(入居者の資格)

## 第6条 (略)

- 2 前項の老人、身体障害者その他の特に居住の 安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれ かに該当する者とする。ただし、身体上又は精 神上著しい障害があるために常時の介護を必要 とし、かつ、居宅においてこれを受けることが できず、又は受けることが困難であると認めら れる者を除く。
  - (1)~(4) (略)
  - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6 条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律(平成6年法律第30号)第14条 第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律の一部を改正する法律(平 成19年法律第127号) 附則第4条第1項及び 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改 正する法律(平成25年法律第106号) 附則第 2条第2項の規定によりなお従前の例による こととされた同法による改正前の中国残留邦 人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自 立の支援に関する法律第14条第1項に規定す る支援給付を含む。)を受けている者

$(6)$ $\sim$ $(9)$ (略)	$(6)$ $\sim$ $(9)$ (略)
$3\sim5$ (略)	$3\sim5$ (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

